

2011年（平成23年）11月8日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2010年（平成22年）7月26日付けで諮問された「鵜沼橋1丁目1864-1に係る土地有償譲渡届出書及び神奈川県知事あての文書全て」の情報公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「鵜沼橋1丁目1864-1に係る土地有償譲渡届出書及び神奈川県知事あての文書全て」の行政文書公開請求に対し、2010年（平成22年）6月18日付けでした一部承諾決定については、非公開とした部分のうち異議申立人が処分の取消しを求める部分、「土地有償譲渡届出書」のうち「譲渡予定価額」欄の「土地」及び「合計」について、公開とすべきである。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は、2010年（平成22年）6月7日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「鵜沼橋1丁目1864-1に係る土地有償譲渡届出書及び神奈川県知事あての文書全て」の文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該請求に係る行政文書を平成20年7月10日及び同月17日付けの「土地有償譲渡届出書」（以下「本件文書」という。）及び当該文書に係る県知事宛通知文書と特定した。
- (3) 実施機関は、同年6月18日付けで、異議申立人に対し、一部承諾決定処

分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (4) 異議申立人は、同年7月8日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち一部取消しを求める異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、同月26日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち本件文書の「譲渡予定価額」欄中の「土地」、「合計」の部分について取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で以下のとおりの主張をしている。

今回情報公開請求した2008年（平成20年）7月の土地有償譲渡届出書の「4 譲渡予定価額に関する事項」の予定価額及び合計の各項目を「個人に関する情報であって、当該個人の財産・収入状況に関する情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、藤沢市情報公開条例第6条第1号に該当するため及び法人に関する情報であって、当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条例第6条第2号に該当するため。」で具体的な理由も付記せず非公開にするのは、藤沢市情報公開条例第1条（目的）の趣旨に著しく反しており不当である。なお、近隣各市の情報公開では、土地有償譲渡届出書「4 譲渡予定価額に関する事項」の予定価額及び合計の各項目は公開されていることが確認されている。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書で、以下のとおりの主張をしている。

本件文書に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拓法」という。）とは、地方公共団体等が道路・公園・福祉施設・学校などの公共施設整備のために必要な土地を、少しでも取得しやすくするために制度化されたもので、公拓法第4条の規定により、都市計画施設の区域内に所在する一定規模以上の土地を有償で譲り渡そうとするときには、譲り渡そうとする日の3週間前までに土地有償譲渡届出書を都道府県知事に届け出なければならないとされている。また、土地有償譲渡届出書に記載する事項は、「1. 譲渡人及び譲受人の住所氏名」、「2. 当該土地の所在、地番、地目及び地積」、「3. 当該土地に存する所有権以外の権利種類、内容及び権利者の住所

氏名」，「4．当該土地に存する建築物その他の工作物の所在，地番，用途，構造の概要，延べ面積及び所有者の住所氏名」，「5．工作物に存する所有権以外の権利の種類，内容及び権利者の住所氏名」，「6．当該土地及び建築物その他の工作物の譲渡予定価額」，「7．その他参考となるべき事項」である。

ところで，公拡法でいう「譲り渡そうとするとき」とは，有償譲渡がほぼ具体化し，相手方，譲渡の予定価額がほぼ定まったときをいい，漠然と土地を売却したいと考えたときではないことから，異議申立てに係る部分である「6．当該土地及び建築物その他の工作物の譲渡予定価額」は，民間の取引であり，売買当事者間の自由な交渉の結果が反映されるものである。

したがって，本件異議申立てに係る部分については，個人に関する情報であって，当該個人の財産・収入状況に関する情報であり，公開することにより，個人の権利利益を害するおそれがあるため，藤沢市情報公開条例第6条第1号に該当するため及び法人に関する情報であって，当該法人の営業・販売活動に関する情報であり，公開することにより，当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，同条第2号に該当するため，非公開とした。

異議申立人は，具体的な理由を付記せず非公開にするのは，藤沢市情報公開条例第1条（目的）の趣旨に著しく反しており不当であるとの理由から異議申立てに係る処分を取り消すことを求めているが，同条例第1条は，実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに，情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め，もって市政に対する理解を深め，公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする条例の趣旨を定めているものである。

異議申立人が申し立てた異議申立てに係る部分は，公拡法第4条に基づき届出がなされた土地有償譲渡届出書のうち，譲渡予定価額欄の土地，合計の各項目であるが，そもそも実施機関が行った処分は，同条例第2条第2号に基づき，非公開とする情報を必要最小限として判断を行う中で，同条例第6条第1号の規定にある「個人に関する情報」及び同条第2号の規定にある「法人等に関する情報」として，非公開とした情報であり，個人の権利利益を害するおそれがあるため及び当該法人の営業・販売活動に関する情報であり，当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため具体的な理由を付記して，非公開としたものである。よって，異議申立人の主張は認められない。

近隣各市の情報公開では，予定価額及び合計の各項目が公開されていることが確認されていることから，異議申立てに係る処分を取り消すことを求めているが，実施機関が行った処分は，前述のとおり同条例第2条第2号の規定に基づき，非公開とする情報を必要最小限として判断を行う中で，同条例第6条第

1号の規定にある「個人に関する情報」及び同条第2号の規定にある「法人等に関する情報」として、非公開とした情報であり、公開することにより、当該個人の財産・収入状況に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるため及び当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためという具体的な理由を付記して、非公開としたものである。

以上の理由から、実施機関が行った本件処分には、違法、不当な点はない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件異議申立てに係る文書について

本件異議申立てに係る文書は、公拡法第4条第1項において都市計画施設の区域内に所在する土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないとされている文書であり、届出事項として「当該土地の所在及び面積」、「当該土地の譲渡予定価額」、「当該土地を譲り渡そうとする相手方」等が定められている。

実施機関により条例第6条第1号及び第2号に該当するとして公開しないこととされた部分のうち、異議申立人によって争われているのは、本件文書中、公拡法第4条第1項で定める「当該土地の譲渡予定価額」にあたる「譲渡予定価額」欄中の「土地」及び「合計」の部分についてである。

以下その該当性について検討する。

### (2) 条例第6条第1号及び第2号の該当性について

ア 条例第6条第1号では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」については、公開しなければならないと規定しているものではない。

また、同条第2号では、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については、公開しなければならないと規定しているものではない。

イ 実施機関は、本件文書における譲渡予定価額について、当該個人の財産・収入状況に関する情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当するため及び法人に関する情報であって、当該法人の営業・販売活動に関する情報であり、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あり、同条第2号に該当するため、非公開としたと主張する。

ウ 本件文書における譲渡予定価額については、私人間の土地の売買に係る情報であることから、個人の財産・収入状況及び法人等の権利に配慮した実施機関の判断にも一定の合理性は認められるが、あくまでも予定価額であり、また、不動産に関わる一般的な取引価額については、特別な事情がある場合を除いて概ね当該不動産の客観的条件や取引状況からおおよその見当をつけることができるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれ及び法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

エ 公拡法に定める当該手続きの趣旨からすれば、譲り渡そうとする者に届出を義務付けるのは、当該地方公共団体等が先買権を行使する機会を確保するためであり、当該地方公共団体等が先買権を行使すべきか否かの判断にあたっては、本件文書に記載されている譲渡予定価額が参考とされる情報と考えられる。

したがって、当該地方公共団体等が先買権を行使した場合のみならず、たとえ先買権を行使せず、買い取りに至らなかった場合であっても、当該先買権を行使しなかった判断が妥当であるか等、市政の透明性を確保するという点で、公開することの公益性が高いと認められるので、「土地有償譲渡届出書」のうち「譲渡予定価額」欄の「土地」及び「合計」について、公開とすべきである。

以上のことから、本件文書は、条例第6条第1号及び第2号に該当しないと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2010. 6. 7	・ 行政文書公開請求書受付
. 6. 18	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
7. 8	・ 行政文書公開異議申立書受理
7. 26	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
8. 2	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
9. 2	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
9. 3	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
12. 14	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
12. 27	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
2011. 6. 2	・ 異議申立人の意見陳述及び審議
6. 17	・ 実施機関への事情聴取及び審議
7. 1	・ 審議
7. 21	・ 審議
11. 8	・ 答申

# 第13期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2010年2月1日～2012年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 惠里可	文教大学国際学部准教授

◎会長      ○職務代理者